

白根報

人口のうごき

(2月1日現在)	(1月中)
人口・33,649	出生・44
男・16,150	死亡・29
女・17,499	転入・53
世帯・6,499	転出・92

農業所得標準開示さる

白井地区で六五、七一、一一円

豊作と米価上昇で一・九%増

四十三年分の所得税と四十四年度の市民税などの算定の規準とする四十三年分米価十アルル当たり所得標準が、一日、新潟地区農業所得協議会から、関係農業団体に開示されましたが、前年に比べて、史上最高の豊作と米価の上昇を反映して、所得標準は約一九%上がりました。この所得標準は、各市町村や地区によってそれぞれ違いますが、県下では本市白井地区が基準地として、中頸城郡板倉町とともに選ばれています。

開示された本市白井地区の所得標準を、昨年と比べながらみると、十アルル当たり水稲では、収量が九・四割増の六百二十七キロ(農林省新潟統計調査事務所は六百三十九キロの収量と公表している)、適用米価(百キロ当たり)が六・三割増の一万三千二百四十九円で、収入金額は一六・三割増の八万三千七百一十円です。これに対して、必要経費は耕うん機費を含めて七・三割増の一万七千三百六十円で、差し引き所得金額で

火災現場附近に警戒区域 ヤジ馬しめだし規定作る

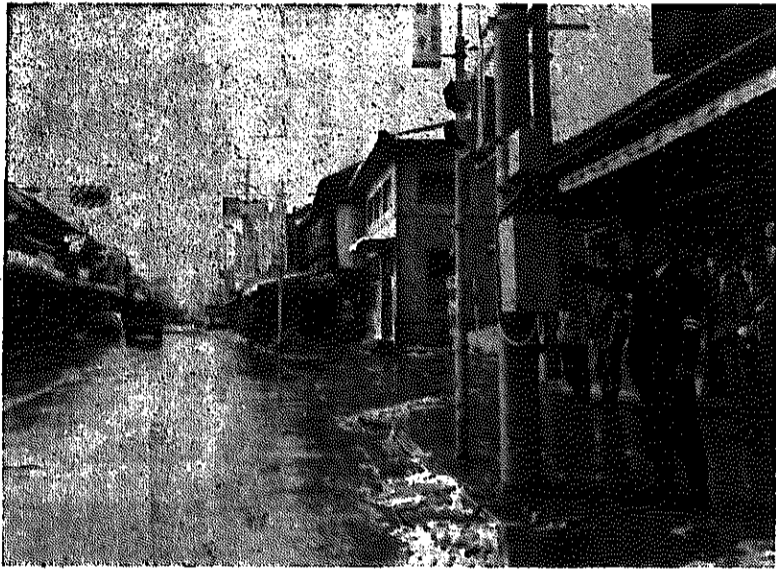
ヤジ馬しめだし規定作る

は、一九割増の六万五千七百一十円となつていいます。また、同地区の四十三年分普通煙の十アルル当たりの所得標準は、水稲と同じく前年と比べながらみると、収入金額が二八・八割増の四万八千三百一十円、必要経費が三・四割増の一万二千九百九十九円、差し引き所得金額は二六・七割増の二万三千九百六十四円と算定されています。この所得標準により農家の所得税や、市民税などが算定されますが、水稲の場合、豊

中央通りと旧国道の交差点に信号機

中央通りと旧国道八号線の交差点にも信号機が取り付けられ、一月三十一日、市、白根警察署、白根地区交通安全協会など立ち会ひのことで点灯式が行なわれました。

この信号機は市内で四番目のもので、歩行者専用の信号機がはじめてお目見えしました。写真は信号機にスイッチをいれる吉沢市長



びましたが、課税の対象となる所得金額も、必要経費の伸び率が七・三割だったため、収量の伸び率を上回る一九%増になっています。必要経費の内訳は、公租公課費千一円、種苗代三百五十円、肥料代二千八百二十七円、雇人費二千三百円、農具費千五百円、償却費二千三百三十円、農業費九百円、その他の費用五千三百四十八円、合計一万六千六百六十六円で、それに耕うん機費として千九百九十四円が加算されています。

- △特別経費などは▽
- 個人別に税金が計算されるときは、所得標準の一般必要経費のほか、次の標準外経費と特別経費が認められます。
 - 農薬費(水稲農薬費のうち標準算入額をこえる額)
 - ち標準算入額をこえる額)
 - リースセンター費
 - コンバイン費、田植機費、稲刈機費、生脱穀機費、新築作業場費、借入金利子、研修費
 - これらの経費は個別差があるもので、多額なものについては、申し出により実額を計算して控除されます。
 - 農用自動車費(自動車免許取得費を含む)
 - 比例経費十アルル
 - 固定経費 五万円
 - 耕うん機費 個別に減価償却年割額を控除
 - 雇人費 一定額をこえる
 - 土地改良費 定められた計算による是認額
 - 小作料 支払い小作料のうち標準算入の固定資産相当額をこえる部分の金額

路はヤジ馬と一般自動車とが占領して、消防隊が火災現場に近よれないという傾向がでていきました。市消防本部では、この悩みのタネを排除するため県下では初めての「火災時ににおける消防警戒区域の設定要綱」を作りました。

火災発生時の消防諸車の現場到着は、分秒を争うもので、消防本部ではヤジ馬が、農作物では一般自動車とそれが妨害して、小さなボヤが交通妨害で大火になった例が各地にあります。

このままでは「本市でもそんなケースになりかねない」といって、要綱を作ったわけですが、その規定は①消防警戒区域の設定②消防警戒区域への出入者③の二項目に分けています。①の消防警戒区域設定の市街地の場合は、火災発生と同時に地元分団員または本部員は、現場の状況をみて必要と認めるときは、すぐに所要道路を断ち断ちて警察署に連絡のうえ、応援消防隊の誘導をはかること。農村部の場合は、一番車を火災現場に急行させたあと、直ちに

税金の話あれこれ

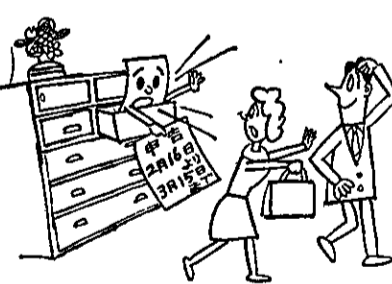
申告と納税

かたは、個人事業税と市民税の申告をする必要はありませんが、所得税の確定申告書の「住民税、事業税に関する事項」欄は、忘れずに記載してください。

△個人事業税と市民税の申告義務のあるかたで、所得税の確定申告の必要のないかたは、個人事業税、市民税の申告書の市役所へ提出してください。

△三月にはいりますと、相談会場が込み合いますから、早めにお出かけください。とくに所得税の相談日時の案内のあったかたは、税務署ではその日を納税相談のために用意していますから、ぜひ、その日にお出かけください。

△譲渡所得や贈与税は……



△四月分からは青色申告制度を用いた方は、三月十五日までに税務署へ申請してください。

△便利な口座振替による納税をおすすめします。これを利用しますと、あなたの納税の手数や時間が省けます。

△税金は納税貯蓄組合で計画的に納税しましょう。

白根郵便局が移転

局舎新築のために

白根郵便局は、局舎新築工事のため次のとおり仮局舎へ移転します。新局舎が完成するまで、何かとみなさんに不便をおかけのとおもいますがご協力をお願いします。

白根	西用水路	仮局舎
保育園		現局舎
中央通り		
警察署		

青電話を増設

このほど産業厚生会館裏にボックス公衆電話(青電話)を設けました。どうぞご利用ください。

電話番号は公衆三番です。市外通話のかけられる地域には、六十キロ以内の制限があり、北は村上市、南は長岡市までが範囲です。

一〇番、一九番へかけるときは、赤色の緊急通報装置が、青電話のわきにありまますから、青電話の送受器をとり、緊急装置の「一〇」または「一九」のところをダイヤルすればつながります。この場合、十円の投入は必要ありません。

なお、この公衆電話から電報の発信はできません。

白根電報電話局

不用犬を買います

新津保健所では、二月三日から三月三十一日まで、日曜祭日と土曜日を除く毎日、午前九時から午後三時まで、不用犬の買い上げをしています。買い上げの基準は、生犬で生後九十一日以上一歳未満は百円、同じく九十一日未満は一頭につき五十円です。不用犬は、中学生以下を除く所有者が印鑑とともに持参してください。

お気軽にどうぞ

税金相談

次の日程で税金相談を行いますから、申告のこと納税のこと税金のことならなんでも気軽に相談においでください。

△税金相談日▽

2月23日	小林駐在室
2月24日	庄瀬農協
2月25日	根岸駐在室
2月26日	新飯田駐在室
2月27日	白井農協
2月28日	鷲巻駐在室
3月1日	大郷駐在室

各会場とも午前九時から午後四時までです。